平成２８年（フ）第２２０号
長野県松本市大字松原16番地20
債務者　清水　和仁
1　決定年月日時　平成29年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月８日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第６６８号
兵庫県尼崎市水堂町２丁目24番19―105号
債務者　松岡　奈弥（旧姓南）
1　決定年月日時　平成28年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第６８７号
兵庫県西宮市山口町上山口765番地　サンスコーレ壱番館103号
債務者　石田　雅則
1　決定年月日時　平成28年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第６９３号
兵庫県西宮市高畑町２番１―706号
債務者　**廣**瀬　　務
1　決定年月日時　平成29年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第６９５号
兵庫県西宮市高畑町２番１―706号
債務者　西山嘉恵こと　鄭　　嘉恵
1　決定年月日時　平成29年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１８３号
徳島県吉野川市川島町**乗**村897番地３
債務者　工藤　純也
1　決定年月日時　平成29年１月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月８日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１７２号
宮崎県延岡市浜町5109番地１　ＡＮＮＥＸ：Ｈ　201
債務者　富士持秋子
1　決定年月日時　平成29年１月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月８日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第２６５号
兵庫県川西市大和東５丁目２番地の７
債務者　マスターズ・バザールこと　増田　幸男
1　決定年月日時　平成29年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月９日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第２６６号
兵庫県川西市大和東５丁目２番地の７
債務者　増田由美子
1　決定年月日時　平成29年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月９日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第６６５号
兵庫県尼崎市南武庫之荘３丁目23番１―411号
債務者　濵原　恵美
1　決定年月日時　平成29年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第６７１号
兵庫県西宮市甲子園七番町20番２―502号、前住所兵庫県西宮市若草町２丁目６番５―303号
債務者　髙山　正文
1　決定年月日時　平成29年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第３２９号
和歌山市有本536番地　エスポワール紀ノ川202、前住所大阪市東住吉区湯里３丁目２番４―605号
債務者　清藤　広子（旧姓奥山）
1　決定年月日時　平成29年１月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第９０号
広島県呉市倉橋町4435番地の２
債務者　石**崎**　辰成
1　決定年月日時　平成29年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月９日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２８年（フ）第９１号
広島県呉市倉橋町4435番地の２
債務者　石**崎**　智泉
1　決定年月日時　平成29年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月９日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２８年（フ）第９７８号
神戸市兵庫区水木通１丁目４番９号　カサコウベ602、従前の住所神戸市垂水区清水が丘３丁目３番10―202号
債務者　林　　智子
1　決定年月日時　平成29年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１０１６号
神戸市北区有馬町1294―２有栄ビル302号、住民票上の住所神戸市長田区明泉寺町３丁目８番７―604号，従前の住所神戸市北区鳴子３丁目２番地神戸ゆうゆうの里職員宿舎６号
債務者　井野あすみ
1　決定年月日時　平成29年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１０２１号
神戸市長田区水笠通１丁目１番４―601号
債務者　大西　千尋（旧姓井開・松山）
1　決定年月日時　平成29年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部